

主任技術者制度の解釈及び運用（内規）の一部を改正する規程

○「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」（平成25年1月28日20130107商局第2号）新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>4. 規則第52条第2項の承認は、次の基準により行うものとする。 (1)～(3) (略) (太陽電池発電所専用の受変電設備の点検) (4) <u>規則第53条第2項第5号で定める点検について、平成15年経済産業省告示第249号第4条第4号の3の「太陽電池発電所に異常が生じた場合に安全かつ確実に停止させるための十分な監視体制が確保されていると認められるとき」とは、次の①及び②に掲げる要件に適合する場合とする。</u> ① <u>太陽電池発電所が、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第46条第1項に掲げる発電所に該当しないものであって、電気設備の技術基準の解釈第47条第5項第2号又は第3号に該当するものであること。</u> ② <u>太陽電池発電所の設置者が、電気設備の技術基準の解釈第47条第1項第3号ロ（イ）から（ニ）までに掲げる場合であって、警報が発せられたときは、当該警報の内容を電気管理技術者等に迅速に伝達し、かつ、当該警報の内容の伝達を受けた電気管理技術者等が当該警報に係る異常に対応することができるようにする体制を有すること。</u> (5)～(8) (略) (高圧一括受電するマンションの住居部分の点検) (9) <u>高圧一括受電するマンションの保安管理を外部委託により行う場合の住居部分（その住居部分が電気供給事業者から直接受電するとした場合に、その電気工作物が電気事業法第57条に規定する調査の対象となるものに限る。）の点検は、(5)の②及び③にかかわらず、「一般用電気工作物の定期調査の方法に関する基本的な要件及び標準的な調査項目について」（平成15・12・19原院第12号）によることができる。</u></p>	<p>4. 規則第52条第2項の承認は、次の基準により行うものとする。 (1)～(3) (略) (新設) (4)～(7) (略) (高圧一括受電するマンションの住居部分の点検) (8) <u>高圧一括受電するマンションの保安管理を外部委託により行う場合の住居部分（その住居部分が電気供給事業者から直接受電するとした場合に、その電気工作物が電気事業法第57条に規定する調査の対象となるものに限る。）の点検は、(4)の②及び③にかかわらず、「一般用電気工作物の定期調査の方法に関する基本的な要件及び標準的な調査項目について」（平成15・12・19原院第12号）によることができる。</u></p>